

## これまでの取組評価

景観条例（仮称）検討委員会・景観フォーラム

（門内）この委員会で検討してまいりました「京の景観形成推進プラン」に基づいて条例化をしていくということで、これは後で事務局から説明があると思いますが、資料1 - 2の3ページ目に「条例の構成について」とありまして、総則で基本理念と責務で基本条例、それから第2章が独自条例ということで、法を補完する、先ほどの文化的景観の視点なんかもそうですけれども、この部分にアクションプランの具体的施策が、それから基本理念のところにもこの委員会の議論が生きていますけれども、主に第1章、第2章の辺りでアクションプランが活用されている。それから、第3章、第4章は委任条例ということで、景観法に基づく手続きを定めている。

中身については、また読んで頂きたい。それ以前に、景観フォーラムをこの夏に実施しておりますので、私も山城地域の担当をさせて頂いたのですが、最初は先ほど事務局からありましたように、条例内容を説明して意見を頂こうか、という位だったのですが、条例の委員の中に結構市民参加派の方々がいらっちゃって、もっとラウンドテーブルでNPOなどにも参加してもらってはどうか、という声が急ぎょ出ました。この人たちを集めるだけでも事務局は相当苦労したんじゃないかと思います。私も山城でやった時は、円卓会議のパネリストが11名いて、2時間半しかなく、まとめるのがなかなか大変だったんですけれども。内容では、各地域で地道に景観資源を発掘したりして守ったりしている活動団体が相当数あって、例えば、山城地区でもお茶問屋ですけど、この後継ぎがない。お茶農園の文化的景観の議論をするけれども、後を継いでくれる人がいなかったらなかなか成立しない。特に府内の都市以外の農山漁村という意味では、いわゆる文化的景観というのは、基本的に生業の景観ということですが、生業を

やる人がいなくなっている所が多い中で、そういった問題について、都市に住んでいる人たちにお茶畑をやってもらうなどの取り組みが各地域で行われています。やはりその辺りの動きとうまく連携していくことが大事なことで、単に普及をするというよりも、むしろそういう動きをうまくチェックすることが大事なのかなと感じました。

それから、景観条例の制定過程の中では、やはり府の役割と市町村の役割の仕分けがなかなか難しいものです。というのは、景観行政団体の目的には、市町村とか市民に近いところの人たちが担うということがベースになっているわけですが、京都市のように力のあるところはいが、色々な力の段階があって、例えば長岡京市では景観計画を作ろうとしているがなかなかうまく動かない。そういうところで京都府が直接手を出すところがあるかも知れないが、むしろ市町村をうまく誘導して力を貸してあげたり、あるいは、そうは言っても天橋立とか非常に貴重なものが放っておくと失われていくところについては、直接的に京都府がやらなくてはいけない。あるいは、広域の市町村にまたがるもの、これについては市町村の連携という問題が出てくるので、その連携の辺りをやっていくとか、そういった府の役割、市町村の役割、この辺りの仕分けの問題がかなり議論になりました。特に府の条例としては、なかなか市町村の役割というのを書きにくいというのがありまして、ですから今回の議論にもあります具体的なアクションプランの実現のところで議論して頂いて入れて頂ければ、と思います。

それからもう一点、法律の専門家に入って頂きますと、やはり法としての、条例の法文としての難しさである意味おもしろさ、興味深さがあります。具体的な例で言いますと、条例に出てくる景観府民協定の承継効について、その時に協定を結んだ人はそれを守るのだけれど、その人たちが代替わりしたりあるいは所有者が替

わった場合、その人たちに協定を守らせるかどうかという問題があります。基本的には民法の中ではそれは入れない、そうしないと親の負債を子が負わないといけないという問題がありますので。しかし景観法では、この辺りを工夫して努力条項で入れたりと色々なことがあります。ですから、私をつなぎ役としてアクションプランの方でももう少し議論して頂いて、条例の精神として盛り込みたかったことで、法の制定上必ずしも盛り込めなかったことだとか、その辺りをこのアクションプランの段階でうまく入れられるようにしたいと思っています。

#### 関西文化学術研究都市景観ワーキンググループ

---

(池田) ありがとうございます。学研都市のワーキンググループですが、現在、学研都市では平成元年からの景観要綱を持っていて、自然地形を均して、そこへ新しいものを造るという開発の方が主体であります。やはり里山景観をいかに残すかというのが大きな命題で、地元と話し合い、新しいものを設計者とこちらがディスカッションしながら進める。それから、設計者の意向を十分聞いて、意見交換をして進めるということで動いている。これは要綱で動いておりますので、条例化されて景観法の親法ができますと、やりやすくなります。

大型の立地の研究所、大きな建物は一段階終えて次の段階に進んでいますが、むしろ中小規模の細かなロットの施設が増えてきており、これをいかに扱うかというのを議論して動いているのがこのワーキンググループで、これが今後の第3ステージ以降第4ステージにいかにつなげていくか、という状況。同じく、天橋立の検討委員会はどうぞ。

#### 天橋立周辺景観まちづくり検討会

---

(石本) 立場が違いましてコンサルタントとして入っておりますので、状況報告になるかと思えます。

京都府としては、天橋立は色々な所から見られますので、広域的な視点というのをみんなで

守ろうという。このことは、問題なくみなさんも認知されるかと思うのですが、今年になりました、この月曜日に今年の委員会が始まったのですが、そろそろ具体的にみなさんの天橋立の景観を守るために、例えば高さだとか屋根だとか色とかという、ここの問題に議論が移ろうとしています。京都府としては、今年度と来年度にかけて景観まちづくり計画、ある意味広い意味での方針づくりまでは府の責務だと思いますが、宮津市それから旧岩滝町の具体的な規制というのは、少し京都府がかなりバックアップして作っていかないと、方針でとどまる可能性がある。先ほどの府と市町村の関係の実績という結果が出そうな事例かな、という感じがして、今お手伝いしています。

#### 意識啓発・支援施策

---

(上村) 京の景観形成ということが、シンポジウムとか色々な形で啓蒙が進められ、意識が変わっていていることは良いことだと思います。これから条例に入っていくと思うのですが、どの程度の条例になさるのが興味あります。先ほど門内先生から条例の精神という言葉がありましたが、精神論でいくということと、具体的にですね、みなさんの規制にふみこんでいく場合は、どの程度の条例になっていくのかというのがやや気になっているところです。抽象的な概念としての景観が良くなるということに対しては、それはもうみんな異論を唱える人はいないわけですが、いよいよその抽象論から具体論に入っていくというところから、いよいよ正念場なのだろうなと感じています。

それから二点目は、アドバイザーという話が先ほどありましたが、やはりそのアドバイザーを育てる必要があるのと、それから、アドバイザーの身分というのがどういう身分になっていくのかということも大切で、何でもかんでもNPO、みたいな感じになってしまうと、NPOもボランティアであって自分の仕事をしながらであり、限界がありまして、こういった景観を府や市町村や町内会と一緒にやってまとめないといけないというのは、これはかなりな根気と

労力とそれから色々な協力がないと、なかなか持続したものにならないと思います。ですから、ある程度身分や待遇や権限とかそういうものを整理しておかないと、横からごちゃごちゃ言うだけのアドバイザーでは、権力を持ったりするのが難しいのかなと思います。

それから最後に、今こういう大きな景観に対する話というのは、色々な施策を考えておられて、日本風景街道というのがあり、京都府では丹後で採択されていると思うのですが、是非京都府だけで考えることと、それから他にも景観に対しては色々な施策があると思いますので、予算を引っ張ってこれるような横断的な施策を考えて欲しいです。

(奥)京都市景観・まちづくりセンターでは、住民の方が主体となって頑張ってみちづくりを考えていこう、ということでまちづくり活動助成として専門家派遣をしております、専門家としてコンサルタントの方であるとかコーディネーターをその地域に派遣する制度をやっています。そういう制度を使いながら、何とか地域の方が自分たちの地域に対して景観だけでなく様々な視点で関心を持って、なおかつ自分たちの場所をどういう地域にしていこうかというビジョンを持ってです。その手だてとして例えば景観法とか地区計画とかを使ってまちづくりにつなげていく。ただ、先ほどもアドバイザーの方の身分の話がありましたが、一応委託のお願いをしているんですが、この制度が3年間という制限がありまして、まちづくり自身が3年やそこらではそうそう熟成していくものではないですし、そこが非常に大きな問題でして、どの辺りをスタートにするかということと、こういうことで何とか生活が立つようにできるような、そういう地域の住民の人たちと一緒にしながら何とかできるようなシステムになっていけばいいなと思いながら、それだけではおそらく食べられない、おそらく色々仕事をしながらまちづくりやアドバイザーの活動をしなければいけないというのが実状です。

(坂上)ほとんどの観光地は景観なくしては成

り立たない状況にあり、景観に成功している地域が観光にも成功していると思います。

各地域で実施されたフォーラムについては、参加者が少なく府民の景観意識はまだ低いように感じる。ただ、景観フォーラムは戦略的に良いと思うため、このような府民の景観意識を向上させる取組が必要。

(井上)都市と農村や田舎があって、このようなシステムは都市から発信される。しかし、景観を考えるときは、そこに住む人が中心でないといけない、そこに住む人が何よりも重要であると思います。頭脳とかシステムとか経済とか色々なものがそこに働きかけている。これは当然なんです。やはり精神論という抽象的になりますけれど、田舎の人がむしろ私は景観ということに対して本音で考えておられると思います。私たちは都市に住む人間として、あーだこうだとこと細かく細部にわたって考えすぎることがある。そうすると、条例が合併したことによってギクシャクして動かないとかそういうことが現実問題枝葉に分かれれば分かれるほど、それはこんがらがってややこしくなっていく。これは当たり前のことだと思いますので、景観というものの根源を、もっと都市的思考だけではなく田舎的思考という変ですが、そういう方の吸収をもっともっとやらないと、理性の範囲だけではちょっと景観はとらえきれないのじゃないかな、ということ現場労働者として考えています。

#### 景観フォーラム・意識啓発

(金田)舞鶴市で景観フォーラムをしたのですが、その時に改めて痛感したのは、景観で何？というか何をやるの？という一番最初の段階の方々がおられて、啓発がまだまだ足りないというか必要というか、そういうことだと思います。ですから、景観とは何かという認識が必要であって、まだ住民の方々にとっては唐突に感じられる対象でして、理解してもらおうプロセスを入れないと、色々なところで齟齬がやってきまして、一番こわいのは、その規制だけがかかって

くるのではないか、マイナスだけがあるのではないか、という懸念をお持ちになる人が依然として多いわけです。まだまだ啓発が必要な段階であることを痛感しました。

(池田) どうもありがとうございました。今ま

での動き、とにかくそれぞれで非常にご苦労いただいたことを感謝しております。

それからもう一つ、本題であります来年に向けた景観施策について、事務局から説明をお願いします。

## 来年度の景観施策について意見交換

(事務局)(今後の重点施策について説明)

### 屋外広告物について

(池田) 屋外広告物については、どうなっていますか。

(事務局) 屋外広告物の方は、公園緑地課の方で担当しているわけですが、こちらの方につきましても、例えば天橋立の計画を考えていく中で、地域の委員からも広告物についての発言も出てますので、地元の声も反映した形でどのようなルール作りができるのか考えていこう、というようにしております。

府域全域を一度に、条例をさらに検討してどうこうというところまでは、今のところは進めるようなことにはなっておりませんが、そういったことの中で、とっかかりを見つけていきたいと考えています。

(池田) 府の広告物関係の条例は、35年位前に制定されてからかなり動いていますか。あの頃は屋外広告物協議会で政治ビラをどうするか、野立て看板をどうするかとかを非常に具体的に詰められて、府の場合は割合に景観を阻害しない形で、制定されたと覚えているのですが。

あまりその経済活動が良いのか悪いのかわかりませんが、鉄道沿線の野立て看板は京都府にはない。大阪府に入ったらすぐにわかる。だいたい50m圏域にありますので。京都府は非常に少ない。ただ、国道線沿いの巨大な建築物に付随した広告物は、これはもう何とも言いよう

のない状況であります。その辺を今度は都市計画としての範囲で、どの程度抑えられるのか。これは経済活動にも色々なところに影響するのですが、どこへ行きますとも、広告物をどう扱うかが必ず聞かれて問題になるのです。京都市でもやってはおりますけど、ゲリラをやられてどうしようもない。いくら規定を細かく書いても、もぐられてしまって取締りに行けない。それが一番の問題。建築物みたいにじっとしていませんから、クルクル変わっていくので非常に難しい。

これからどう取り組まれるのかということ、それからもう一つ、色のことがちょっとだけ出てましたが、色彩関係、マンセルで抑えるかどうか、科学的に測れるかどうか。色々な問題がありますが、岩井先生、その辺りをデザインの的にどうしたらよろしいでしょうか。

### 環境色彩調査について

(岩井) 今回ご説明いただいた資料の1ページ目に「環境色彩調査をする」という風に書いてらっしゃるので、非常に良いことだと思います。これで本来、景観法で景観基準を、規制基準を策定することになっておりますけれども、一番数値でおさえやすいものは色彩なので、何よりそういう意味では環境色彩調査をしてデータベースを持つということは、説明責任を果たせるということについて、規制はできますので良いことかなと思います。あとは、この調査をどう分析して規制基準を作るかに腕はかかっていると。これは、作り損ないますと、既製品が全く使えない状態になって、大変なコストへのはね

返りになりますし、そうすると今度は破られるための基準になってしまうので、その辺が大事な点。ともかく、そのベースになる「調査をします」とおっしゃているので非常に良いと思っております。

#### 景観資源調査と景観資産登録について

---

(岩井) 景観資源調査を同じように必要な調査としてあげておられて、これは当然必要なんですが、それとは別に、府独自として景観資産登録というのを書いてらっしゃるんですけど、資産と資源というのを混同しそうというか、その仕分けが理解しにくいというか、片方を書いている時は、そうだとわかるんですが、両方合わせた時にちょっとわかりにくくなるので、ちょっとご説明をお願いします。

(事務局) 各地域に色々な景観資源がある。そこでその良さに気付いて地域の方が「きれいにしよう」とか「守っていこう」というような活動があったりします。そういうものについては、府民にとっての景観資産として登録するということで、資源と資産をちょっと使い分けしているわけなんですけど。

(岩井) よく景観設計をする時には、環境色彩もそうですし景観資源調査もして、こんなものがある、こういう地域だという地域をよむということのために使うわけですが、この資源調査はひょっとしたらオープンにしないのかも知れないですが、資源調査であがってきたものと、府民が資産としてあげられたものが、たぶん重なるところと、「えっ」と言うほど違うところもあるだろうと思うのですが、その辺は齟齬があっても良いという腹づもりでいらっしゃるのかどうか。

割と資源調査に行きますと、私たちが外から入って行った時に、「この景色は大事だ」と思っても、全然違う方を向いて「これが馴染み深いのです」とか言われるので、重なるとは限らないという思いがものすごく強いんですね。地元の方が毎日犬を散歩しに行ってみる風景でなじ

むのと、ちょっと違うのかなと感じるので、そこをどう考えられるのかなと。

(門内) 実は資産と資源の使い分けは、今条例のところでも、この間の最終の委員会でも混乱しているところがありまして、整理しようということで、まだ検討中の部分があります。ただ、ここの景観資産の登録制度のところでは、今事務局が説明されたような形の使い方をされていて、主に景観法が、「国民共通の資産」という言い方をしているので、おそらくここでは、いわゆる制度的なものにのっかってきた時には「資産」という言葉を使って、それから普通に見つけて言ってる時には「資源」という風に使っているようです。実は最終案でも、まだこの間の委員会で出てきた時にもちょっと混乱していましたので、その条例の方の法文の検討の方で、もう一度洗い直して統一的に整理してみるという話になっています。

#### 景観計画の策定について

---

(門内) それから大事なことは、先ほどの様々な規制がかかってくるという話など、その辺りが府のレベルでやっているの、建築確認をとったりどうこうするところのレベルは、市町村のレベルである話になりますので、その辺りで、少しレベルの抽象度の高いところで、それを支援するという形の条例になっています。ですから具体的なところでは、この骨子の中の5ページ目を見ていただきますと「良好な景観の形成に関する基本的な施策」という風を書いてまして、その中で景観法が「基本的に景観計画を立てなさい」ということになっているわけです。ここも「府は、景観計画を定めた場合は、この条例及び景観法に基づく施策のほか、建築物及び屋外広告物に関する規制を適切に運用することにより、当該計画の区域における良好な景観の形成に努めます。」と、こうきてますから、基本的には今の景観法は、景観計画を立てない行政団体や地域には恩恵がない、という形になっているのです。ですから、基本的にはとにかく努力をして景観計画をきちんと立てる、そうす

れば様々な細かい規定ができる。さらに、それを仮にやったとしても、景観法で担保できる中身というのは、高さとか容積とかは建築基準法の集団規定や都市計画法の方にスプリットされていますので、それもうまく連動させていかないといけないのですが、とにかく大事なことは、そういう景観法に基づく景観計画をちゃんと作っていけば、中身が出てくるのです。その時に、景観計画を、景観法が規定している「良好な景観」というのは一般的によく書かれているのですけれど一般論なのですね、それに対して「各地域地域で独自の良き景観とは何かを規定しなさい」と、こうなっていますので、そういう意味で、その景観計画を立てる時の出発点が、各地域の景観の魅力や良さを発見するところからスタートせざるを得ない。そのところを支援するという形になっている。ですから、テクニカルな話になってくると、とにかく景観計画を立案するという形に持ち込まなくてはならないのです。

ところがですね、実は景観法は非常に重装備になっていまして、景観計画をとにかくエリアを決めて立てなかったら景観行政団体も指定できないですし、様々な施策がみんな使えないのです。要するに、うっかりそれに乗っかってしまうとフル装備で運転してどこへ走って行くかわからないという位、使いこなせない形になっている。それで、条例で部分的に景観計画がなくても資産登録ができたり、色々なものを少し引剥がして、軽い装備にして使えるような形にもっていくと。それで、できれば景観計画を各市町村になるべく作らせていく。それから更に、広域的と特徴的な所については、市町村になじまない所もあるので、それについては直接的に、今度の天橋立もそうですけど、府が直接指導していくという風になります。ですから、おそらく通常の住民の実感からいうと、ちょっと抽象度が高くなっているだろうと思うのです。府の条例という形で出た時には。ですからそういう意味で、具体的な施策を出していく時に、府の条例の役割や景観法や市町村の様々な条例や法律に基づく規制等がお互い連動しているわけです。それから、そもそも最初に金田先生がおっ

しゃったような「何で景観なのか」ということも含めてですね、かなりこれは、条例及び施策に関する啓蒙というか説明をちゃんとしないとイケないと思います。ちょっと補足をさせていただきました。

(井上) 今、門内先生がまとめていただいたような感じがするのですが、金田先生がおっしゃったように、景観というのは人間だけのものではないと思うのです。ある時はミミズに聞いてみないとイケないこともある。モンシロチョウに聞いてみないとイケないこともある。トンボに聞いてみないとイケないこともあると思うのです。条例というのはあくまで人間が人間の始末をするための啓蒙を中心にして、具体的には門内先生がおっしゃったように地域地域の特性に、プライドにですね、先ほど岩井先生もおっしゃいましたけども、全然観点が違う、どこが良いか悪いかの観点が違う。やっぱりそれは地域の持っている特性だと思いますので、画一化されつつある現代には、非常に見過ごしてはいけない重要な要素の一つであると思います。例えばですね、ちょっと違う意見として申し上げたいんですが、色彩規制についてもこれは大変危険なものがあると思います。例えばチベットですと、ほとんど灰色の世界です。そこでは補色の色彩が心地良いのですね、生きている感じがするのです。ところが森林の多いところは穏やかになるのです、こういう現象があります。私も体験をして、灰色の世界に居たら何とも派手な色彩が気持ちいいのです。日本に持って帰ってきたら、とてもそれはけたたまし過ぎて見られない。それは極端な話ですけども、色に対する問題もやはりトンボに聞いてみる、ミミズに聞いてみる、と言いますか、その土地の人にやっぱり耳をかたむけてやらないと、要するに都市的な中央から網をかけてしまうと必ず悶着が起きると思います。まず、門内先生がおっしゃったように「景観とは何か」ということが議題になったということで、その景観とはそれぞれの地において景観というのが輪郭づけられていくと思いますので、条例というのはあくまでオルガナイザーであって、具体的にあまり突

っ込みすぎると必ず悶着があると思います。チベットの人に「色を変える」ということはできないのです。あそこでは緑が生命の色なのです。だからそこで、もっともっとミミズに意見を聞いてみたい、という位のつもりで色彩にしても形状にしても考えないと、あまりにも都市型思考の考え方だけでは、どうやらギクシャクして閉塞状態になっていくのではないかと。それが自然風土であり人間風土であるということにつながっていくのではないか。京都が国際化するのはいいんですが、画一化されてはいけない、ということと同じだと思います。

(岩井)今の誤解を解いておかないと環境色彩家としては困るんですが、それがないようにするために環境色彩調査等をするので、ご当地に合わせるというか、そのための技術が今や非常に進展しているとうことだけは申し上げておきたいので、都会感覚でやるためにこれがあるのではないのです。

(井上)それは申し訳ありません、誤解しておりました。やっぱり条例というのはオルガナイザーであって、啓発であって、実行は絶対的に現地であるべきだと思います。

#### 意識啓発・支援施策について

(岩井)それからもう一つよろしいでしょうか。子供の学習というのが確かどこかにありましたね。景観学習の推進、これはものすごく難しいと思うのですが、非常に重要だと思うのは、私たちが「あれが美しい」とか「こういう景観が良い」とかいうのは、自分の原風景から出発しているところがあると思うので、良い景観というか体験をさせるということも含めてこれがとても重要。これが本当にできていたら、たぶん物を見てどう感じるとか一連の感覚を統合させて、良いとか悪いとか、気持ちいいとかいうのが全部決まってしまうと思う。これは大変だと思うけど是非頑張ってくださいと思います。

(金田)話を混乱させるかも知れませんが、ど

なたもよくご存じのケースだと思いますが、イギリスイングランドのロンドンから西の方へ100kmあまり行ったところに、コッツウォルズという大変有名な丘陵地帯の農村地帯があります。イギリス人にとっても人気がありますし、日本人の観光客もたくさん行っていますし、世界各国から観光客が集まって来るのですが、その基本的な要素は農地と、元々そこは羊の放牧が盛んな所だったのですが、それがだめになってから人口は減る、廃村も出るという所だったのです。地元で採れる灰色の岩で造った、それを切り出して石にした家なのですね。当時のイメージというのは、灰色のくすんだ、元気のない、遅れた、経済レベルの低い、非常にネガティブな印象だった所が、1932年位をきっかけにしてイメージがガラッと変わったのです。ウィリアム・モリスという人が中心なのですが、そのきっかけは、それで地元の人たちもロンドンの人たちがその安くなった所を買い、その「だめだ」と思われていたイメージが「実は良いんだ」ということに気付かしまして、それ以来それをちゃんと守るようになってきました。たまたまこの夏に行って、プランニングコミティーの傍聴もしてきましたが、非常におもしろかったのは、本当にこと細かに景観変更の議案が議事にかかるのですが、私が見ていた時でも10件かかった内で3件は却下ですから。例えば、看板まで1つ1つ協議するのです。日本ではなかなか急にそこまではいきませんが、それから、石造りの集落の所に木材で造った納屋を造るかどうかというのがありまして、これは「だめだ」という結果になりました。それから、家が2階建ての部分と1階建ての部分ができている、そのスペースを広げるのに1階の部分と同じ材質を使うから2階にしたい、という話があって、これも却下でした。とにかく本当にすごいですね。徹底的に守るわけです。それは、そういう景観そのものがその地域の資源であって、それが観光客を集め、そしてそれが地域の経済のベースである、という強烈な認識がある。その代わりにまた大変なのですよ、地元の人が歩く所でも、観光客が外から来て歩いていい道と歩いてはいけない道が地図に全部書いてあるので

す。それは要するに、元々里道ですが、里道は歩いていいのですね、ところが個人の敷地の中の道は、これは個人所有の道ですから歩いてはいけません。というのがちゃんと地図でも表現されており、非常にこと細かになっています。そういう部分が急に日本に入るといっては無いのですが、とにかく地域としての価値というのを認識してもらうためには、一律ではだめだし、急に言ってもだめだと思います。私たち自身が利便性とか新しいもの好きとか、色々な形で感覚が地域に根ざした感覚に必ずしもなっていませんので、その地域に根ざした感覚をどう育てるかという、そこが一番重要なところで、そこは相当議論してもらわないと、そして認識を深めてもらわないとしょうがないと思います。というようなことを感じまして、ちょっと混乱させますが。

(池田) その位の感じでいきますか、京都府も。

(奥) 京都府独自のご提案の中で景観資産の登録制度ということで、色々な景観整備機構を使われたりアドバイザーに行ったりとかしながら、色々な計画を作られながら登録をされる、そのメリットというか、例えば登録した建築物であれば、そういうものに対して例えば修繕にあたっての助成制度のようなものを並行して立てられるのかどうか。そのあたりをお聞かせ頂きたいというのが1つです。

それから、景観府民協定というのは、これは景観法の景観協定が作られない区域に同じようなものを作るという。最初のページの方に、「住民の全員合意」と書いてありましたが、建築協定とか景観協定と同じように歯抜けになっている部分があるのはやむを得ないような制度、というイメージでしょうか。

実は、お金のことしか考えていなくて、お金のことで非常に苦労しておりまして、色々な所で色々なものを保存したり、色々なことをしたり、景観法に基づく景観重要建造物の指定提案をする団体ということで努力もしているのですが、景観重要建造物自身がまだ明確にそのメリットを打ち出せていないということとか、

京都市に昔からある歴史的意匠建造物には、きちっと助成制度がありますし、そういうもののがかなり目に見える形でないと、相続税の問題も含めてですね、色々な税の問題も含めて色々なことがないと、なかなか啓発というのが広くは謳ってはいけるのですが、具体的にこういう制度を設ける時にリンクしていかないと非常にしんどいと思います。文化財保護法で、かなり国の登録文化財とか色々なものと、最近非常によくわかったんですが、連携していかないとメリットというのが、なかなか景観というものだけで個別の民の所有者の方に訴えかけられるものがなくて、文化庁の方でも、この登録文化財とかそういうものに関しても活用計画等を2、3年前から調査をされて、今年度も調査をされるということなので、何かそういうような連携をやらないとしんどいかなと思ったので、質問をしました。

(門内) それも条例検討委員会でも議論になったところですが、条例上は「必要な策を講じます」と書いています。だからアクションプランのところ、必要な策がどういうものかという時に、先ほど上村委員がおっしゃったように、国の諸施策との連携とか、それからひょっとするとタイムラグをうまく使って、税金をある程度投入して、後で価値が上がって戻ってくるような仕組みを、地域の中でも考えなくてはいけないかも知れないです。先ほどの、資産を登録した時のメリットは、条例上は「必要な策を講じます」という書き方で終わっています。

それから、府民協定の時に、全員というのがしんどいので、それを少し緩和できないか、というのかなり議論になったのですが、やはり民法等の上位規定との関係とか、じゃあ何パーセントだったらいいのかとか、拒否権発動とか色々な問題も出てきて、今回とにかくそこまで下ろしていってしまうと、条例そのものに書き込めなくなってしまうので、そのことはわかった上で、とりあえず府民協定という仕組みを作るということになりました。おっしゃたことは本当に検討過程で議論紛糾したところであります。



(事務局)事務局の方からも補足しますと、直接的なメリットを確かに付与できれば「登録をして欲しい」というようなケースが増えてくるというのはその通りなのですが、なかなか実現することは財政的な問題もありまして容易ではないということがあります。この資産登録も、登録をしたから制限を課す、という面が強いのかというそうではなくて、むしろ登録する際に、「このように保全します、このように活用します」というのを自主的に決めて頂いて、そのことも含めて登録するというようにしています。ここにあげている制度や平成19年度に予算要求しているものも、まだ都市計画課の中での議論の段階でして、これから財政当局とのやりとりをしていく中で、必ずしもすぐ実現できない部分もあるかと思いますが、アクションプランで頂いているご意見を少しでも実現していくよう、今後とも努力をしていきたいと思っております。

(門内)言い忘れていましたが、資産登録のところ委員の中からもかなり意見が出ていたのは、京都府が持っている良き資産を発信していく必要がある、つまり府民に対して発信し、京都府の中にある景観の価値をみんなで認識していく、そのためには地域の個性というのが、グローバル化の中でそれこそが価値を持つわけですから、それをどんどん外へ発信していきましょう、という意見がかなり出ていました。それが施策としては「ポータルサイト」とか「理解を促進する」という言い方になっています。ここに出てきている施策が単発で別々の施策を実現するのではなくて、そこで出てきた資産を外に向けて発信したり、アドバイザーのところとリンクしたり、施策同士が相互連携して何が良き景観なのかをとことんみんなで詰めていくという風な、それは外からの声でわかる、先ほどのウィリアム・モリスが発見してくれるかも知れないし、それはわからないのですが、その施策間の連携を考えて、特に発信ということと結びつけて資産の問題がある。すぐに資産を保全したりお金が出せなくても、発信したらファ

ンが出てきて守ってあげるのに協力してくれる人たちも出てくるかもしれないということで、それがリンクしている、ということをお願いしていましたので補足させていただきました。

(金田)そのリンクという点で、この資料1-4に京都府選定文化的景観フロー図というものがありますが、これも景観条例の方で検討して頂いているというプロセスをにらみながら、「京都府で府選定の文化的景観というのを作ったらどうか」ということで考えているフロー図です。元々は、国の施策のプロセスに乗せる部分と府の部分とラインを2つ作ってやろうという話が原案で出ていたのですが、とにかく私は単純な人間でわかりにくいというのがあるのですが、誰にとってもきつとわかりにくいだらうと、ラインはできるだけ単純な一本線の方がいいだらうということになりました。一番上に書いてあるのが、例えば府の景観資産登録をしたものとか、府民が景観協定を結んだものとか、そういったものについて、こういうプロセスで府としての一定の手続を設定して、府選定の文化的景観としてやれば、つまり、地元の人たちが景観計画を立てて「こういう風にしたい」としたものを府がオーソライズし、いわば精神的条項という面もありますが、付加価値を高める。それを今度は地元の良い景観を作ることに対して少しプラスアルファとして使って頂けますよ、と言うなればそういう話なのですが、そういう形を一方でこの府の景観条例と合わせて、それとリンクする形で考えているプロセスの途中にあります。

(坂上)観光の場面で考えますと非常に単純でして、京野菜を掲げたお店は「おいしそうだ」と思う付加価値が付くのと一緒で、京景観の付いた旅館は「これはすごくいいな」と思ってもらえたら、それで価値が出るのではないかという風に思います。例えば間人の旅館とかですね、色々な旅館が京都にあるのですが、それが景観的に非常に良ければ、京景観という登録をしていただいて、それがまた観光に結びついてくると思うのです。景観を守ることによって経済

的な効果とすぐに連動してくるような、そういうものを最初にピックアップして行って、リストになってマップになっていけば、非常にうまくいくのではないかという気がします。京都府の京野菜を使った病院の食堂とかのマークを学生にデザインさせたのですが、別に付いているからと言って何も向こうから求められるものはないわけですが、それを付けていて安心だとか、質的なものを期待できるとか、そういうものとして理解すれば、それはそれなりに京都らしい、うまいやり方ではないかという気がします。非常に楽観的ではありますが。

(石本)現場の人間からするとちょっと違和感を感じる議論が続いていてですね、その前に一点だけ条例に是非とも盛り込んで頂きたいと思っていますのが、条例の資料1-2の4ページと5ページのところで、言葉が見つからなかったのですが、「良好な景観形成は人づくり」という言葉がどこかにあったと思います。それから「良好な景観形成」の5ページのところですね、「景観計画を作りましょう、連携しましょう、公共事業頑張りましょう、理解を深めましょう、情報収集」抜けているのは、技術とか改修技術をどうやって受け継いでいくか、というのがなかったら、多分良好な景観形成が残っていかないだろう。いつもそこで苦しんでいますので、その辺りが京都府らしさというのを、そこは必ず書いて頂きたいと思っています。

もう一点ですね、業務ともからみますのでお願いになりますが、国の方がいわゆる住宅の耐震化促進計画というのが、促進法が17年度にできまして、今年度中に京都府が住宅耐震化促進計画を必ず作らないといけない、というのが法律で決まっています。平成27年度に国が「全ての建物の90パーセントは全部耐震化しなさい」というこれは国の命令ですから、京都府も今パブリックコメントをやっている最中で、その中に書かれています。となりますと、これも向こうの委員会で非常に問題になったのは、在来工法の耐震化の技術でやってしまうと町並みも景観も全部くずれてしまう。伝統工法でやる方法もあるのに国が認めてませんので、それを

どうするんだということで、非常に気をつかって耐震化促進計画のパブリックコメントでも言葉として入れています。ですから、市町村では書けませんので、京都府の条例の中に、できたらそういった「技術を継承することを支援します」位の表現を入れて頂きたいというのがあります。

それから、違和感を感じると申し上げましたのは、例えば先ほどのストックを公開する、それは情報の提供になるということなのですが、例えば京都市の歴史的意匠建造物は一切公表していません。例えば京都市に行っても一切一覧表は見せて頂けません。これは個人情報なので、どこにあるというのを一切名前を出さない条件であれば見せません。と言いますのは、私は、都心部の姉小路界限等で歴史的意匠建造物をプロットしておとしたかったのですが、「それは絶対やめてくれ、個人情報をそういう形で使うのは絶対だめだ」と言われてしまって、やったのは地図におとさずに建物だけを並べて、「この界限にはこんな良い建物がありますよ」までは認めてもらえました。ですから、たぶん京都府が登録をしたとしても、本人さんの了解が得られればいいですが、ホームページでの公開とかは、たぶんできないだろうと私は感じています。

それから、この景観府民協定ですが、私も建築協定とか地区計画とかまちづくり憲章とか色々なものを作っていますが、少なくとも全員合意なんてものは、まずあり得ません。私も未だかつてそういう経験はございません。ですから、もう少しその全員という言葉ははずして、と言いますか、これは府民景観協定ですから何ら法的なしばりが無いのであれば、みんなで目指すべき方向を示すというので十分なのではないか。全員合意ということまで書く必要があるのか、書いたことによって法的な措置があるならば、元々この府民協定ができないということになりますので、もっと精神論的に「みんなで作りましょう」というのであれば、もっとやわらかい書き方でいいのじゃないか。ここまで書くのであれば、少なくとも「活動費助成をしっかりとします」とか「作ったら京都府が何らかの支援をします」という合わせ技で持っていけないと、「全

員合意で作って下さい、後は知りません」というのは、現場サイドから見ますと、ほとんど不可能かなという感じがしますので、この全員合意という言葉にそんなにこだわる必要があるのでしょうか。ちょっと意見になりましたが。

(池田) 非常にコンセプト、ヒロソフィーから下りてきて景観そのもののあり方から問う、これは当然我々の検討委員会の仕事であり、今後は景観条例の制定審議会に下りるのですが、今の石本委員のお話で、私もどちらかと言うと解熱剤と抗生物質で臨床で扱う方の人間で、漢方薬の人間ではない。ですから、じわじわと効いてくるか、今どうするんだ、という位の違いが多少ありまして、実際にここで協定として書かれていて、門内先生も言われたように都市計画法と建築基準法のリンケージでないと、これはなかなかうまくいかない、景観だけではどうしようもない。そこはうまく連動しないと全部アウトになってしまう。実際には、確認申請を受け付ける時にはもう景観の方のチェックは済んでいる、これはこれでいいと思いますが、あの業務が民間へ行ってからちゃんとうまくいっているのかという心配を多少持っています。前のように、例えば市で言いますと、隣の部屋で景観をやっている、こちらの建築指導課でチェックしていると「おい済んだか」で話が済むのですが、これが一旦外の事務所に行っていると、どうも連絡がうまくいかない。私が身内でそういう仕事に絡んでいる時に聞くと、情報としてはバラバラで、こっちに聞いたら「情報公開ができないから言えない」申請業務ではそうおっしゃる、だから景観の方が済んでこっちの方に行ったのかどうかははっきりしないということも起こりがちです。その辺のチェック機能をどこまでもっていくかということで、実際には、感性的な問題ですから客観評価というのは非常に難しい。マンセル記号で書くのが精一杯です。それも現場では大分違いますから。そうすると形しか言えない、高度は都市計画で抑えられるから高度地区はそれでよろしい、容積率も建ぺい率もそちらでやってもらう、それとどう連動してこちらの方が形を言うか。屋根の形を勾配

屋根に決める、具体的にまずそれから入る。素材の材質がどうか、今度は消防法で引っかかってくる。これはあらゆるところで全部連動するので、現地で実際にどこまでをどうチェックして抑えられるのか、屋外広告物で先ほど伺いましたのもそれなのです。いっぱい規制は書いていますが、現場で警察権を持っていませんから取り締まれない。ものすごいものがあったとしても、「けしからん」ということでどうしようもない。業界の指導でいけると言っても、大手の業界のきちとした大元はこれは一生懸命なさっていますが、そんなランクの業界ではありませんからピンからキリまでありまして、大型の物は抑えられても小型の物は抑えられない。これが建築物でも似たようなことがありまして、町並みの中で、歴史的建造物等の買い上げて抑えているところは、はっきりしている。そうでない所では伝統的建造物群保存地区がやつのことですね。今度は町並みを何とか都心部でやろうと一生懸命しておられますが、31mが急に15mになる位のこと、もっともそれは色にしても形にしても今の法令の下でこれで合法的だと言われると、一つ間違えると市長なり知事が訴えられて50万円位の罰金を取られると、これは経験も随分ありますので。これはやっぱり非常に行政としては措置をしにくい。その辺のずっと全体から下りてくる話と現地での、今は火が付いている話ですが、これをどうやって抑えていくか。その辺の施策等を上手に振り分けながら、景観計画で各地区大いにやっていただければいいんですが、さっさとやってもらわないといけなくて、という所がいくつでも出てきて、非常に難しいです。

(井上) 私もお話を聞いていて思い出したのですが、京都市の条里制ですね、そこにヒントがあるのではないかと思います。要するに条例というのは条里制の条ですよ、それは全体ですよ、そしてここは服を作る地域だ、鍛冶屋さんの地域だという風な職業とか色々なニーズや目的によってある種の地域性というのが組み込まれた。それが総合的に京都という条里制の下でパワーになって続いてきたというのは確固たる事

実があると思います。だからやっぱりそういうことを言動的発想に変えて、条というものを作るというその基を考えて、今おっしゃった個々のことについては、要するにブロックの問題ですね、その中で縦横斜めを交えながら考えていくというような実践、それが条の全体としていかにつながっていくか、それを啓発しオルガナイザーとして発信していくという、その所の条の重要な意味ではないかと思うのです。そうすると、各ブロック地域を大切にしていけるということがありはしないかという風に思います。

(上村)先ほど池田先生がおっしゃったように、具体化すればするほど色々な問題が起きてくると思います。景観形成というのは本当に大事な事で、とてもいいことだと思うのですが、具体になった時に現場が混乱しないようにしないといけないのですが、そのためにアドバイザー制度というのがあって、先ほどもアドバイザーについて感じたことと同じことでもあるのですが、これは一人の人間では無理だなと思いました。景観のデザインのことから建築のことから都市計画のことから色彩のことから、なおかつ忍耐力、腕力、総合力、色々なものが兼ね備えていないといけないと思うのですが、これをおそらく一人の人で全部できるような人はいないと思いますので、是非アドバイザーというよりアドバイザーチームと、それから進めていくコーディネーターがいるなという感じがしました。先ほど「観光カリスマがいる所は観光カリスマに」というみたいなことをおっしゃっていたのですが、おそらくその現場に行った時には、そういった方のいいフラッシュアイデアと、もっと緻密に法律であるとか建築であるとかいうものをわかる人と両方いないと、思いつきだけで「あーしようこーしよう」と言う人に、地域が振り回されても困ると思いますし、なかなか一人や二人の力では無理だと思います。天橋立だとかそういうモデル地区に関しては、検討会というのが作られて、座長が決まって地元の委員も含めて、ある程度行政主導のモデルで引っ張っていくことは可能だと思うのですが、もう少し各市町村が景観計画を立てるにあたっては、

チームでアドバイザーをしていくということでないとおそらく理想だけの計画があがってきたり、あるいは、現実論すぎてあまり景観的にもおもしろくなかったり、という風な色々なケースが起きてくるのではないかと思います。ですから、そこを踏まえたアドバイザーの処遇と立場を、先ほどおっしゃった予算の時には盛り込んで頂かないと、この辺がかなり鍵かなと思います。

#### 技術の継承について

(門内)石本さんに質問があるのですが、どういう技術を継承するのですか。農山漁村の自然景観も含めてのことなので、町家ばかりではないので、どういう技術を継承するのですか。

(石本)ですから、今の伝統工法における耐震化の手法というのは、まだ技術的に認知されていないところもあります。町家を引き継ぐ、社寺建築を受け継ぐ人材の育成というのが市町村ではできませんから、広域的な京都府が良好な景観形成を守るために、そういったことも努めます、というのは京都府であれば入れて欲しいなと思っています。そういう意味で、耐震化の方でもかなりそちらの方の意見があったものですから、かなり配慮をして、単純な耐震化のガチガチにするものではないですよ、もう少し伝統的な町並みに配慮をしながら、そういった工法も考えて行きましょう、そういうことも踏まえてガイドプランを作りますよ、という少し長い目で書いたということです。ですから「いわゆる町家とか社寺建築を維持する人たちを支援します」という意味合いを入れて頂きたいと思っています。

(門内)基本的に、条例はアクションプランの我々の検討委員会で出てきたものに基づいて作っているのですよ。そうするとアクションプランで抜けているということになりますので、その形成方針そのものも直さないといけないのですよ、書き込まれていないのですよ。

(石本) いや、アクションプランに書かれているのですよ。景観形成推進プランの8ページ一番下の「歴史的及び文化的な景観資源の保全」の2番目のところに、「歴史的・文化的意義が特に深い建造物等において、改修、保存継承のための支援を行います。」という風にありますので、この辺りを踏まえてですね、そういったことを、ここは重点施策になるかと思いますが、「人づくり」という言葉がどこかにあったかなという気がしたものですから、その辺りの話をどこかに入れたいな、という思いです。

(門内) そのこの項目に対応する技術で、例えば農林山村漁村とか自然景観の護岸とかそういうところは放っておいてもいいという感じですか。建築だけ書いておくというそういう項目の書き方でいいのか、そういう技術全般について書くとしたら、入れ方の水準を今テクニカルに考えているのですが、技術を書くのであればどういう書き方の水準で書けばいいのか、建築だけで景観は成り立っていないですし、特に森林なんかになると担い手の問題がいなくなったり、そっちの技術がなくなっているんですね。そうするとどういう風には書けばいいのかということが、テクニカルに考えていたのですが、入れなくてはと思ったのですが、どういう水準でどう書けばいいのか。その時に建築に関わることだけ書いていいのか、あるいは技術一般で書いておいてアクションのところでは建築とか色々なものを入れていけばいいのか、それともとりあえずここにアクションプランにあることだけ書いておけばいいのか、その辺りを今考えています。

(石本) 書きたいのは生業全般を書きたいのですが、景観条例に産業活性化ということを書くのも、ちょっとどうかなという思いがあるのも本音です。おそらく確かに非常に狭い意味で考えれば、「美しい景観」と言った時に、町並みとか伝統的な町並みとか、やはり建築の町並みという意識が私は強い人間ですから、そういったものを守ろうとした時にその技術は、という言葉がですね、京都府がそういった例えば舞鶴の煉瓦造りもそうですし、宮津の色々な町家を残

すというのも、技術があるから残せるのであって、そういうのを支援しますよ、という意味で入れたいなという思いです。確かにどうやって入れるかとなると難しいところです。全部の生業まで書くのはちょっと難しいかなという感じはしています。

(門内) 舞鶴は舞鶴で委託研究を出して適当にやっていますよね。それを例えば府のレベルで書くというのは、どういうことになるのですかね。

(石本) ですからね、例えば北海道が景観条例を作ったら、「京町家を伝統的な工法を」という言葉はまず出てこない。せめて京都府・京都市がですね、伝統的な町家・京町家といったものを引き継いで活かしていきます、それがあある意味でこの京都府の大きな柱ですよ、というのは京都府ならではの言えるのではないかと、その辺りを何か盛り込みたい、そういう意味合いです。

(池田) これは、府下にしても美山とか色々な伝統的なものがありますし、京都市も大きいですよ。これは、包括的に少なくとも何らかの格好でカバーできるようなことにはしておかなければならない。具体的に目立たなくてもいいと思いますが、どこかで精神的にはこれを言っているな、これを遵守する時にはこの項目でディテールをあげていこうとか、何かそういう格好で今後とも検討していただければと思います。

(井上) 今のお話だと、やっぱり条例に即刻盛り込むのは、非常に難しい問題があるように思いますね。やっぱり具体的アクションに対して府の方からフォローするという、そこで扱っていかないと、門内先生がおっしゃったように非常に特性がみんな色々ある。

(門内) 技術というのは非常に大事で、建築学会の提言を京都市に出した時も、「絶対入れなければいけない」と書いた本人ですから十分わかっているのですが、その時に条例のレベルでうまく書き込めればいいなと思っているのですよ。

ただ、下手をすると町家保全みたいな話だけになってはいけません。それともう一つは、上位規定の建築基準法の見直しとかその辺りの問題とか、府だけでは片づかない水準の問題とか色々なことが出てくるので、うまく書かないといけません。石本さんから指摘をいただいた技術問題というのは、府がどういう形で関わっていくのかということも含めて検討して頂きたいです。後は委員長一任になっているものですから。

それからもう一点、「全員合意はあり得ない」と僕は言ったのです。ところが、法律の専門家がいて委員の中に、その委員と府の中で法制部があるわけですが、その辺りから上位規定等の関係で、我々の言っている精神はわかるけれども難しいという形でこうなったのです。確かにおっしゃるように現場に出たときに、全員というのは難しい、というのはよくわかるので、法律の人ともう少し詰めていただいて、それをうまく緩和する形で、努力条項で承継効を書いたように、うまく書けないかご検討いただけませんか。いずれにしても委員会は最終で終わってしまったものですから、後は事務局とパブコメと委員長に任されているものですから、大変私は責任を感じております。もしそれがどうしても大きな変更になるようであれば、委員会をもう一度開かないといけない問題になると思うので、指摘いただいた二点、大変大事な問題なので何とか入れる方向で努力をしたいです。

それから、条例で書く部分とアクションプランで書くべき所と、その辺をどういう風に仕分けるのかということも含めて、条例のところを残しておかないと、アクションプランは消えていきますので、残るのはそっちなのですね。それから、全国の条例と比較すると、京都府が規定している項目は、実は非常に少ないのです。もっともっとたくさん書いている条例は、たくさんある。ただ、京都府が作るのは景観法ができた後でできているので、景観法対応の条例になっていますから、色々書き込まなくても景観法の部分で景観計画を立てればいける部分が大部分省かれています。いずれにしても、景観法ができてからできる都道府県条例では、何番目かということなので、できれば、京都府独自でやら

なければならないことや現場で対応できる手がかかりを条例のレベルで残しておくとか、そういうことをしなくてはならないので、重く受け止めさせていただいています。よろしく申し上げます。

(石本) 町並み環境整備事業のまちづくり協定は何も書いていないのですよね。国の補助金を入れて町家再生しているのです。その町家再生の補助金を入れている方が協定に入っていないのですか。ですから、実際にはまちづくり協定というのは非常に緩やかな法律でやっています。

(井上) 町家の技術だけにしぼると色々問題があると思うので、京の技という広い観点で持ち込んだら条例にも何らかのニュアンスが持ち込めると思っています。それがやっぱり町家も技によって景観につながっている、野菜もそうかもしれないし、その京の技という広い観点で何らかの連想させるイメージを、条例の中に入れられたらと思います。

(岩井) 建築だけではまずいと思います。石積みとか色々なことがあっての一軒の家というか、棚田もやっぱり石積みができなければできないという感じなので、やっぱりもうちょっと広げて頂かないと。

先ほど先生がおっしゃってショックだったのは、あそこでさえもお茶を作る人が後継者がいないという、本当に生業の部分で景観が成り立たなくなる、農山漁村全部つぶれてしまうみたいな感じになる。そこも書けないかなと思います。

#### 京都府の推進体制について

(坂上) 具体的な運用のところ非常に複雑な問題があると思います。例えば、京都府の体制として、今の現状体制で運営できるのか、という問題があります。例えば振興局に景観専門の人を置くとか、そういう具体的な体制をしっかりとご検討下さい。誰が対応するのか、結局当

事者が誰もいなくてコーディネーター任せ、というわけでも結果的に守れない気がするので、その辺の体制をしっかりとするようにお願いしたいです。

（池田）議論をしていますといくらでも発展しますので、今日はこの位で。後は事務局の方で、今日は色々な意見が出ましたので、まとめるのが大変だとは思いますが、一度まとめていただきまして、今後の動きにプラスするようよろしくをお願いします。